

京都市教育委員会告示第13号

次に掲げる文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により平成18年6月9日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条例第7条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成27年3月31日

京都市教育委員会

美術工芸品

区分	名称	数	指定告示
古文書	紙本著色賀茂別雷神社絵図	1幅	平成6年4月1日京都市教育委員会告示第1号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)